

草木処分管理表

環境保全センター
令和5年7月11日より

搬入 年・月・日	年 月 日			
施主 住所	発生場所			
施主 氏名	発生原因	建物敷地等の維持管理		
		公共道路の維持管理		
		その他()		
施主 電話番号	一般廃棄物 運搬許可	牧之原市		直接契約
		御前崎市		
搬入者 住所 会社名 氏名				
電話番号	— —			

- 1 積載オーバーは、違法行為です。
- 2 御前崎市及び牧之原市(旧相良町)以外から発生した廃棄物は、搬入できません。
- 3 多量な場合(2t車で3台以上)は、事前協議が必要です。
- 4 詳しいことは、事前協議書の裏面または環境保全センターホームページ草木の搬入についてを参考にしてください。
- 5 草木以外の異物が混入していた場合には(土を含む)持ち帰りいただきます。

※ 搬入運転手の記入欄(直筆)

氏名		車ナンバー	
----	--	-------	--

※ 注意に従わない事業者の搬入をお断りすることもあります。

対応記録

指導内容

- 1 搬入物・積載量等問題なし
- 2 搬入物を注意「口頭」
- 3 積載量を注意「口頭」
- 4 その他()